

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 国税庁 ）

制 度 名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設			
税 目	法人税・所得税			
要 望 の 内 容	<p>試験研究等を目的とする独立行政法人酒類総合研究所への寄付金について、他省庁が所管する研究開発独法と同様に、「全額損金算入できる指定寄付金に指定する制度の創設」を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="1013 875 1476 965"> <tr> <td data-bbox="1013 875 1220 965">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1224 875 1476 965">0 百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	0 百万円
減収見込額 （平年度）	0 百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 試験研究等を目的とする独立行政法人について、自己収入（寄付金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、独立行政法人の国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 独立行政法人整理合理化計画(H19.12.24 閣議決定)で、独法の自律化に関する横断的措置として、寄付金募集の拡大に向けた取組の強化を盛り込んだところであり、これを税制面から促進する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 研究開発力強化法(H20.10.20 施行)で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れ促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等が規定されており、外部からの研究資金の受入れを拡大するためには、民間から広く寄附金を集めることが必要であり、寄附行為の動機付けの観点から、本措置による税制面からの支援が有効である。</p> <p>(注) 独立行政法人酒類総合研究所は、研究開発力強化法第 2 条第 8 項に規定する研究開発法人である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	新規要望につき該当なし
	政策の達成目標	研究開発分野の資金確保
	租税特別措置の適用又は延長期間	検討中
	同上の期間中の達成目標	研究開発分野の資金確保
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	現行法上、独立行政法人は特定公益増進法人に該当するため、当該法人に対して寄附がなされた場合には、損金算入限度額の範囲以内で損金に算入される。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置については該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置については該当なし
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	新規要望につき該当なし
	租税特別措置の適用実績	新規要望につき該当なし
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新規要望につき該当なし
	前回要望時の達成目標	新規要望につき該当なし
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望につき該当なし
これまでの要望経緯	平成 20・21 年度税制改正において、「独立行政法人に対する寄付金に係る指定寄付金制度の創設」で行革本部から要望。	